

第1章 総 説

第1節 福島市の概況

1. 本市の特性

本市は、福島県の中通り地方の北部に位置し、面積は767.72km²（令和7年3月31日現在）と広大な市域を有しています。

東は阿武隈高地、西は吾妻連峰に囲まれた福島盆地の中に開け、荒川、松川、摺上川等の河川が市域を南から北に向けて流れる阿武隈川に注ぎ、緑豊かな自然とともに温泉にも恵まれています。

また、東京から280km、仙台から80km内にあり、首都圏と東北圏、あるいは太平洋圏と日本海圏の交通の結節点として、重要な位置を占めるとともに、県都及び中核市として、また県北地方の中心都市として、行政、経済、教育等、各般にわたり重要な役割を果たしています。

2. 気 候

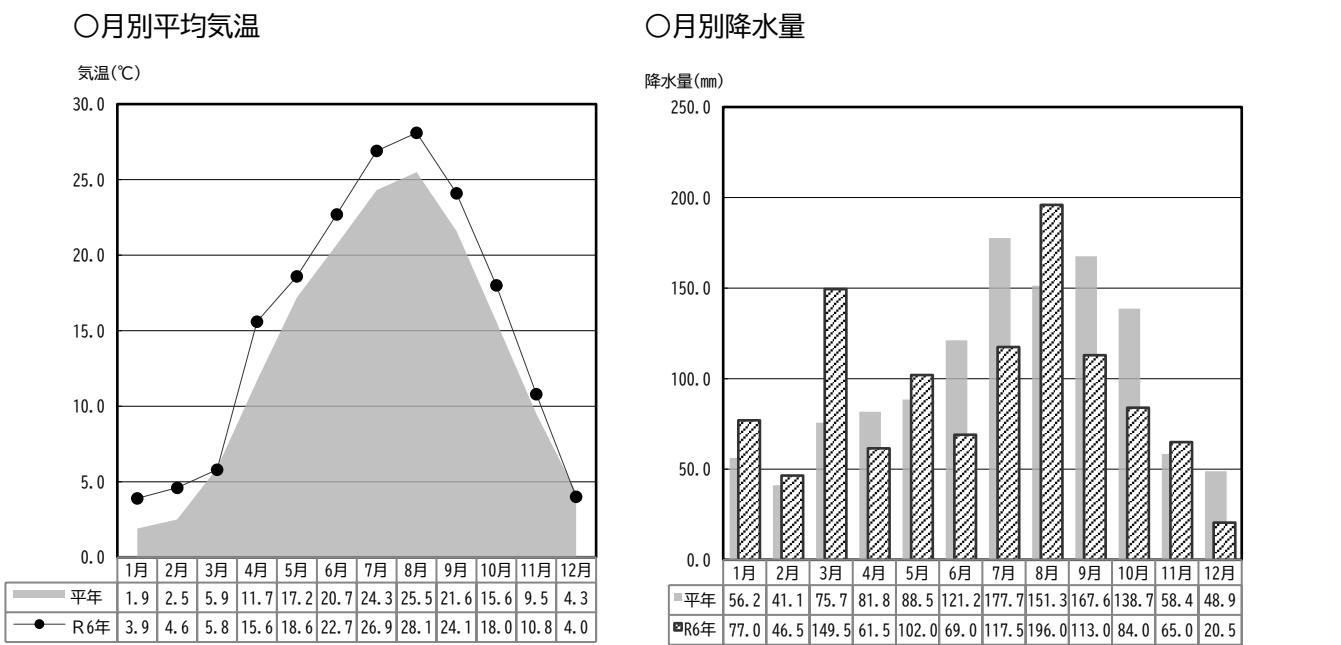
本市の気候は、盆地状の地形の影響を受け、夏と冬で寒暖の差が大きく、四季がはっきりした内陸性気候の特徴を示しています。

令和6年の本市の年間平均気温は15.3℃、年間降水量は1,101.5mmでした。

令和6年はほとんどの月で平均気温が平年を上回っており、特に7月、9月、10月は暖かい空気に覆われた影響で月平均気温がかなり高い値を記録しました。

令和6年の降水量の特徴としては、8月に局地的な激しい雨が観測され、平年を上回る降水量となりました。

図1-1-2 福島市の気象（令和6年）



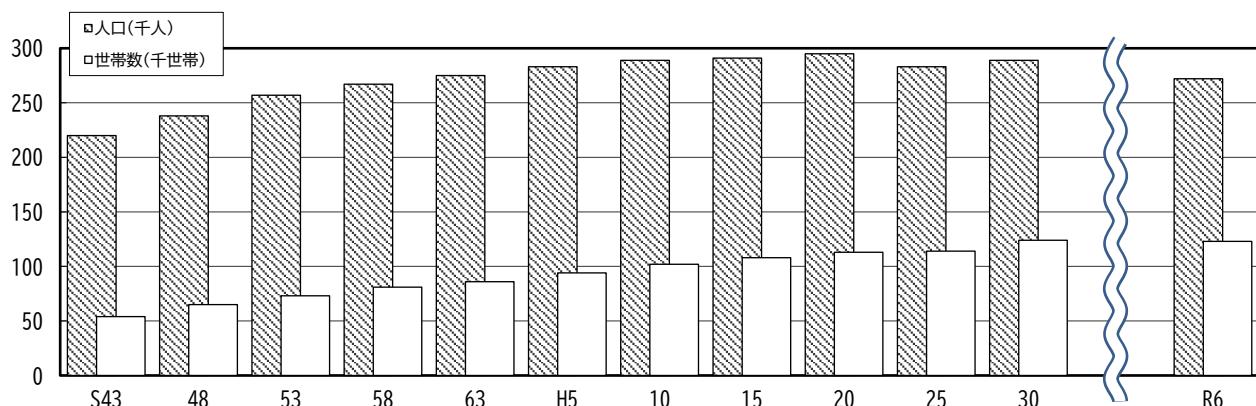
3. 人口・世帯数の推移

福島市人口推計調査によると、本市の人口及び世帯数は 272,079 人、123,219 世帯で、人口密度は 354 人/km²となっています。(令和6年10月1日現在、図1-1-3 参照)

本市の人口は、平成 13 年の 298,319 人をピークに、その後は減少傾向が続いている。

一方で世帯数は、増加傾向が続いており、令和6年には昭和 43 年と比較して約 2.3 倍に増加しています。

図 1-1-3 人口及び世帯数の推移



4. 環境行政のあゆみ

(1) 公害問題のはじまり

わが国での産業型公害の原点ともいえる出来事が、明治 24 年に国会で取り上げられた群馬県の「足尾銅山鉛毒事件」です。銅の採掘に伴う鉛毒により、周辺の山々、河川が汚染され、生物植物の大量死・枯死を招いたばかりではなく、周辺住民の人命までも奪った悲惨な事件でした。

その後、昭和 30 年代以降の高度成長期を迎えたわが国においては、「四大公害」といわれる、熊本県の「水俣病」、新潟県の「第二水俣病」、富山県の「イタイイタイ病」、三重県の「四日市ぜんそく」などに代表される、主に重化学工業などの産業活動に伴う公害問題が数多く発生しました。

このような状況に対応するため、昭和 42 年に「公害対策基本法」が制定され、昭和 45 年 11 月末に開かれた、いわゆる「公害国会」(第 64 回臨時国会)において、水質汚濁防止法をはじめとする 13 の公害関連法規が制定されました。

また、翌昭和 46 年には環境庁が発足し、本格的な公害行政が推進される足がかりとなりました。この時代の主要な公害の種類は、「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壤汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」、「悪臭」の 7 種類で「典型 7 公害」と呼ばれています。

本市においては、昭和 45 年 10 月に公害防止体制の確立を図ることを目的として、当時の民生部衛生課内に公害係が新設されました。

公害係は、その後の機構改革を経て、昭和 48 年に環境保全係に、そして平成 20 年 4 月から環境課環境企画係、さらには平成 30 年 4 月から中核市移行に伴い環境課環境保全係が新設され、公害に関する業務を担っています。

(2) 環境審議会

昭和45年10月の公害係の新設に合わせて、「福島市公害対策審議会」が市長の諮問機関として設置され、後に「環境基本法」(平成5年法律第91号)の成立とともにその役割を「環境審議会」(平成8年7月設置)へと引き継ぎました。

環境審議会は、委員12名以内で組織され、市長の諮問に応じて「環境の保全及び創造に関する基本的事項」、「環境の保全及び創造に関する重要事項」及び「その他環境の保全及び創造に関し市長が必要と認める事項」について調査審議する機関です。

○環境審議会委員名簿

氏名	役職等
安倍 真知子	J Aふくしま未来女性部 福島地区本部 部長
石高 久美子	福島市消費者団体懇談会 会長
各務 竹康	公立大学法人福島県立医科大学 医学部 准教授
後藤 忍	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 教授
杉山 直樹	環境省東北地方環境事務所 環境対策課長
○須藤 康子	福島商工会議所女性会 会長
田崎 由子	うつくしま地球温暖化防止活動推進員
富永 幸宏	福島県県北地方振興局県民環境部主幹兼副部長
○中田 俊彦	国立大学法人東北大大学院 工学研究科 教授
長渡 真弓	日本野鳥の会ふくしま 幹事
旗野 礼子	福島市立金谷川小学校 校長
三島 昭二	福島市衛生団体連合会 会長

○環境審議会における審議状況

開催月日	主な審議事項
令和6年 8月29日	・ノーモアメガソーラー宣言の趣旨に基づく条例制定について ・環境基本計画の策定及び脱炭素社会実現実行計画の中間見直しについて
令和6年 10月18日	・福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（案）について ・令和5年度実績報告について
令和7年 2月5日	・パブリック・コメントの実施結果について ・福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例原案について ・福島市環境審議会条例の改正について

備考 1 ○会長 ○副会長

- 2 任期 令和5年4月19日～令和7年3月31日
- 3 名簿は五十音順、敬称略、令和7年3月31日現在

(3) 「公害問題」から「環境問題」へ

公害法規の整備や対策、事業者の努力により、規模の大きな「公害問題」は改善されてきました。

その一方で、分析技術の高度化や新たな科学的知見により、これまで認識されなかった新たな問題がクローズアップされています。ダイオキシン類や外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）などの環境中に極微量に存在する化学物質や石綿（アスベスト）の問題はその一例です。

その他、酸性雨や微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントなどの大気汚染、有機フッ素化合物の一つであるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）などの問題が依然として存在しています。

また、かつての公害問題では、大規模な企業・事業所が問題視されたのに対して、公害苦情の原因が中小規模の工場・事業所や市民の日常生活に起因するものとなっており、多くの人が被害者にも加害者にもなり得る複雑な構造であり、法令による規制や因果関係の把握が困難であるケースが多くなっています。

このほか、人の健康被害だけではなく、地球全体や生態系への影響を及ぼす「地球温暖化」などの地球規模の問題が顕在化してきており、このような時代背景から、「公害問題」と表現されていたものが、「環境問題」という言葉で表現されるようになりました。

(4) 都市生活型公害

かつての企業・事業所から発生する公害が法規制により抑制されてきた一方、1970年代から経済の安定成長や大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルの定着を背景に、自動車の利用に伴う大気汚染や振動・騒音、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増加など、わたしたち一人ひとりの普段の生活における活動が発生源である「都市生活型公害」が顕在化してきました。

(5) 地球環境問題

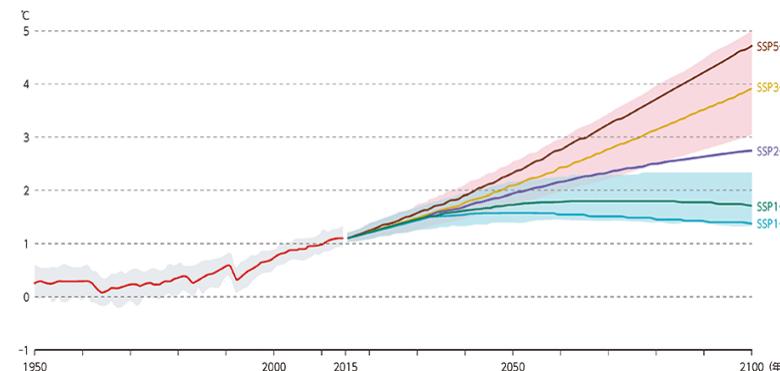
1980年代以降、地球温暖化や生物多様性の損失、熱帯雨林の減少、砂漠化の進行、オゾン層の破壊、途上国の公害など、地球規模での環境問題が拡大しています。

特に地球温暖化（図1-1-4）に関しては、近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

2015年、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」などが設定されました。

2020年10月、わが国は、2050年までにカーボンニュートラル、すなわち脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことを宣言しました。

図1-1-4 1850年から1900年を基準とした世界平均気温の変化



出典：IPCC「第6次評価報告書第I作業部会報告書政策決定者向け要約」より環境省作成

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)報告書では「人間の影響が温暖化させてきたことは疑う余地がない」と断言しました。世界の平均気温は全ての将来シナリオにおいて、2040年までに1.5°Cに達し、その後少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けます。温室効果ガスの排出量が大幅に減少した場合には、今世紀末には、1.5°C以内の気温上昇に抑えられることが示されています。

平成27（2015）年9月には、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals : SDGs）を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、国連サミットで採択されました。SDGsは、17ゴール（図1-1-5）とゴールごとに設定された169ターゲットから構成されており、途上国に限らず先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

また近年、海岸への漂着や海水に漂う海洋ごみが問題となっています。海洋ごみのなかには、マイクロプラスチックと呼ばれる5mm以下のプラスチックも増えており、生態系や人体への影響が懸念されています。



出典：環境省資料

都市生活型公害も地球温暖化に代表される地球環境問題も、わたしたち一人ひとりがその原因者である、という点で共通しています。家庭から排出されるごみや生活排水も、自動車から排出される排気ガスも、わたしたちの何気ない普段の生活から排出されるものです。地球温暖化の原因とされる二酸化炭素は、直接的な化石燃料の消費だけでなく、多くのエネルギーを消費して輸送される輸入食品の購入など、普段の生活の直接目に見えないところでも大量に排出されています。

このほか、東日本大震災以降全国で進められてきた再生可能エネルギー推進施策は、メガソーラーや風力発電施設の大規模な山林開発を助長し、自然破壊や景観の悪化といった新たな課題も生じさせています。

これらの問題は、わたしたちのライフスタイルにも密着しているため、わたしたち一人ひとりが環境へ負荷を与えていることをしっかりと認識し、その上で適正な対策を講じていく必要があります。

(6) 東日本大震災による大きな転換

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震による直接的な被害だけではなく、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の飛散という未曾有の原子力災害を本市にもたらしました。

原子力災害の影響に対する市民の不安が高まる中、高い水準で推移する空間放射線量や農作物等の食品、井戸水等の飲料水に含まれる放射性物質の監視と正確な情報の提供等が求められ、平成23年11月に放射線モニタリングセンターを設置し、空間放射線量や食品等に含まれる放射性物質の測定を行っています。

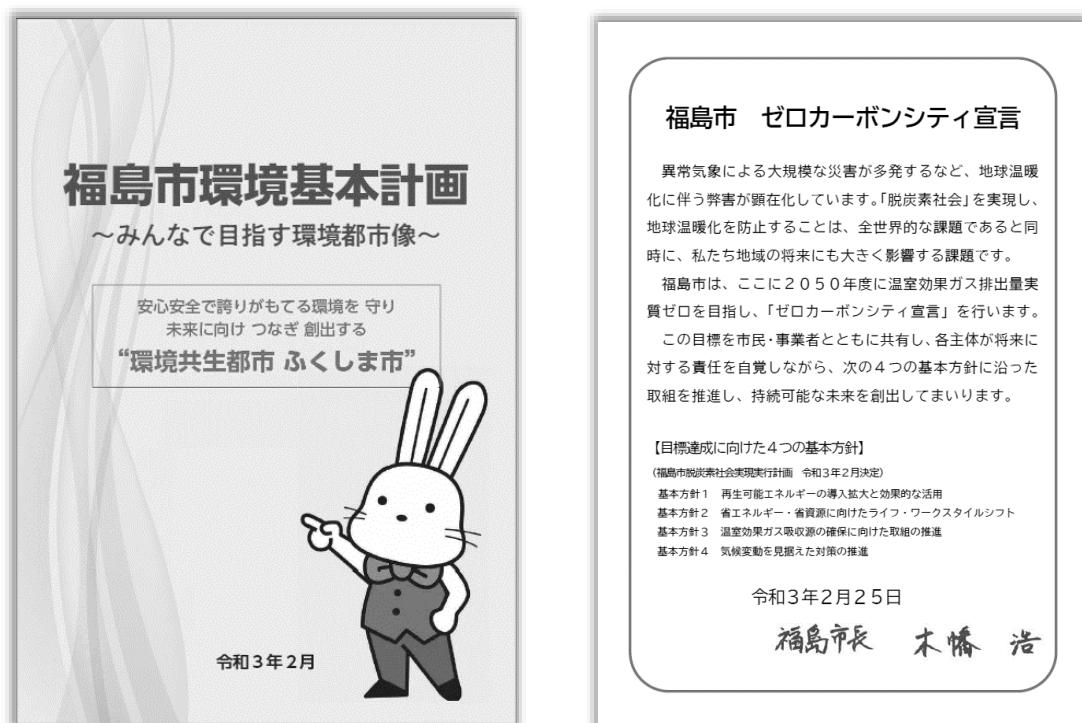
(7) 環境基本計画と脱炭素社会実現実行計画

本市では、平成10年に「福島市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき平成12年3月に「福島市環境基本計画」を策定し、数度の改定を重ねながら環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

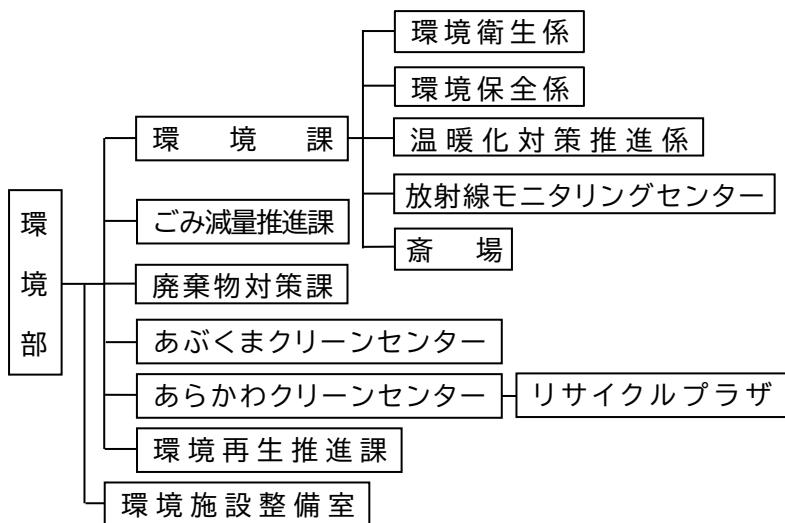
このほか、平成23年3月に「福島市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成23～令和2年度）を策定し、市域全体での温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、平成27年2月には、再生可能エネルギーの更なる推進を目的とする「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」（計画期間：平成27～令和2年度）を定め、環境負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を目指すこととしました。

令和3年2月には、「福島市地球温暖化対策実行計画」と「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」を統合し、新たに「福島市脱炭素社会実現実行計画」（計画期間：令和3～12年度）を策定するとともに、2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、「福島市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

令和5年8月には、国・県の温室効果ガス削減目標の引き上げを受け、「福島市脱炭素社会実現実行計画」を改定し、本市の2030年度の削減目標を55%に引き上げるとともに、併せて施策や取組についても一部見直しを行いました。



○環境部組織図（令和7年3月31日現在）



○環境課事務分掌（令和7年3月31日現在）

- 1 環境衛生に関する総合企画及び調整に関すること。
- 2 そ族衛生害虫の駆除に関すること。
- 3 衛生団体に関すること。
- 4 埋火葬に関すること。
- 5 福島市斎場との連絡調整に関すること。
- 6 福島市墓地その他公共墓地及び新山靈園に関すること。
- 7 墓地等の経営許可等に関すること。
- 8 環境の監視、調査及び指導に関すること。
- 9 公害の防止対策に関すること。
- 10 公害に関する相談及び苦情処理に関すること。
- 11 環境保全に関する総合企画及び調整に関すること。
- 12 環境基本計画に関すること。
- 13 地球温暖化対策の推進に関すること。
- 14 ゼロカーボン府内率先計画に関すること。
- 15 再生可能エネルギーの推進に関すること。
- 16 放射性物質の測定及び放射線物質の測定に係る支所等との連絡調整に関すること。
- 17 空間放射線量の測定に関すること。
- 18 部の庶務に関すること。